

平成31年第2回総会

# 山武市農業委員会会議録

平成31年2月5日 開会

平成31年2月5日 閉会



平成31年第2回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成31年2月5日(火) 午後3時00分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之  
議 事 議案  
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について  
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
(3) 平成30年度第11次農用地利用集積計画の決定について  
(4) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について  
(5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
(6) 山武市農地利用最適化推進委員の委嘱について

出席委員(16名)

欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(18名)

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから平成31年第2回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。  
今関会長、よろしく願い申し上げます。

会長 本日もお忙しい中、また、お寒い中の総会、どうもご苦労さまでございます。日曜日ときのうは春のような陽気でしたが、今日は一転して真冬のような寒さとなっておりますが、また今週末からももっと寒いような予報になっておりますので、体調には十二分に気をつけていただきたいと思います。

また、インフルエンザもはやっているようですので、皆さん、くれぐれもひかないようにしていただきたいと思います。

それでは、報告としまして、先月の29日なんですけれども、青葉の森の芸術文化ホールで千葉県農業改良普及事業70周年記念大会におきまして、職務代理の鈴木委員が長年の活動が評価されまして、普及事業功労者として表彰されましたことを皆さんにお伝えします。まことにめでとうございました。これからも頑張ってください。

簡単ですが、報告と私の挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び  
利用権の中途解約に係る通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第6 議案第3号 平成30年度第11次農用地利用集積計画の決定につ

いて

- 日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について  
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
日程第9 議案第6号 山武市農地利用最適化推進委員の委嘱について

平成31年2月5日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

---

**事務局長**

日程につきましては以上でございます。

早速会議に入らせていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長とされておりますので、以後の会議の進行は、今関会長にお願いいたします。

**議長**

これより平成31年第2回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号11番鈴木委員、議席番号12番三橋委員の両委員を指名いたします。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知及び利用権の中途解約に係る通知について事務局からの報告を求めます。

**事務局長**

総会資料の4ページから6ページをご覧ください。通知があった件数は6件でございます。

双方の都合による解約が4件、中間管理事業へ移行するための解約が2件ございまして、全て合意解約されたもので

ございます。

報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

---

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に議案第1号の1番及び2番について事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号の1番及び2番について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。  
議案第1号の1番について、地区担当推進委員の伊藤(彰)委員からの説明を求めます。

伊藤(彰)推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。  
議案第1号の番号1について説明します。この申請は、贈与による所有権の移転です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営拡大のため、譲渡人においては農業経営縮小をそれぞれ考えております。

譲渡人は譲受人の義理の姉に当たりまして、昨年8月に相続したそうです。土地を荒らさないためにもともと譲受人が借りていた土地だそうで、今回農業委員会に相談に行ったところ、はっきりとその手続をとったほうが良いと言われて今回の申請になったそうです。自宅の隣に隣接していて便利がいいので、管理しているそうなので、全く問題ないと思われれます。よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番藤田委員か

らの補足説明等を求めます。

**藤田委員**

議席番号15番の藤田です。説明いたします。

ただいま説明があったとおりでございます。譲受人と譲渡人は義理姉弟で、譲受人の家のすぐ隣で、もともと自分が耕作していたようであります。

そういうことで、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく審議のほどお願いします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の1番について採決します。議案第1号の1番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。議案第1号の1番については許可することに決定します。

議案第1号の2番について、地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

**山下推進委員**

地区担当推進委員の山下です。

ただいま議案第1号の2番について説明します。この申請は農地の所有権の移転です。申請の理由は、譲受人においては経営規模の拡大、譲渡人においては所有の農地の譲渡を希望するものです。

譲受人の今現在耕作している畑を斜めに横切るように、昔で言う赤道ですか、里道は1.5mの幅で250～260mあります。今回それを自分所有の名義にして、これから相続とかをスム

一ズにしていきたいということです。地元としては何も問題ありません。よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号3番門澤委員からの補足説明等を求めます。

門澤委員

議席番号3番の門澤です。

ただいまの地区推進委員の山下さんから説明があったとおり、これは譲受人が親から譲り受けた畑の中に、説明したとおり、農道という形で赤道が入ってしまっていて、それを前から譲渡してほしいということで、市のほうと協議をしております、やっとそれがかなったということです。譲受人におきましては、地域の中核の農家であること、リーダー的な存在で頑張っております。ですから、地域としては何ら問題もございません。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号のいずれも該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の2番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の2番については許可することに決定いたします。

引き続き、議案第1号の3番を議題としますが、この案件については、次の日程第5、議案第2号、農地法第5条の規



定による許可申請に関する意見についての2番と関連がある案件ですので、議案第1号の3番及び議案第2号の2番を一括して上程することとしてよろしいかお諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては一括上程とします。

議案第1号の3番及び議案第2号の2番について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号の3番及び議案第2号の2番について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

皆さん、よくわかったでしょうか。

議案第1号の3番及び議案第2号の2番について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第1号の3番と2号の2について説明いたします。この申請は、営農型太陽光設備のための、今、事務局から説明がありましたとおり、3条の区分地上権の設定と5条の一時転用というものです。

事務局から説明があって、難しいんですけども、私なりに解釈しますと、要するに、所有者と、上の設置者が違うから許可が必要なんじゃないかなと思っています。この共同の営農者なんですけれども、12年前に夫が亡くなり、現在ひとり暮らしです。それ以後、ほとんど営農されず、近くの農家の農作業の場としています。畑のほうですけども、誰か借り手を探していたようですけども、かんがい用水がないということで見つからず、荒れたままになっていまして、このままでは困るということで、このソーラーシェアリングの話になっています。

周辺の農地への影響ですが、北側、西側は道路に面しており、南側の畑にはあまり日照難の影響は少ないと思います。今回はキクラゲの栽培をするということで初めての事例です

し、また、権利者の関係が複雑でして、さっきの説明書に、設置者は三重県の方だったり、太陽光の工事なり、キクラゲを実際にやるグリーン・アグリという会社は茨城県、責任者というか、営農者は先ほど言いましたような高齢の方ということで、やっぱり何より心配なのが、先ほど言ったとおり、申請者が高齢のひとり暮らしの方なので、今後のトラブルがないようにするためにも、業者の方に来て説明いただいたほうがよいと思いますけど、会長、業者の方を呼んでいますけど、よろしいでしょうか。

議長

これから皆さんにお諮りいたします。

ただいま佐瀬推進委員から当該業者に直接させたいという趣旨の申し出がありました。当該業者の入室及び説明を許すこととしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、当該業者の入室をお願いいたします。

(当該業者入室)

議長

それでは、業者さんからの説明をお願いしたいと思います。

キノ氏

お世話になっています。ソーラー・イノベーションのキノと申します。今、茨城の霞ヶ浦のほうで、太陽光パネルの下でキクラゲの栽培をやっています。

中川氏

グリーン・アグリの中川と申します。実際、キクラゲの栽培、販売、監督等をやっております。よろしく願いいたします。

議長

業者さん、具体的な内容の説明をできればお願いしたいんですけれども。

キノ氏

営農計画書のほうで、多分皆様のほうに渡っていると思うんですが、今回、太陽光の下に、シェアリングという形でキクラゲの栽培をさせていただきます。

1が施設建設費について、農作物キクラゲ栽培を行うために支柱高さが2mと約4m高さにして、前面のほうは2m、後ろのほうは4mになります。周囲を園芸用ビニール、遮光シートを張り、右側に建設をします。これに関しては、キクラゲ自体は太陽の光をあまり好まない作物になりますので、遮光シートとビニールハウスをして、湿気と、あと、そういう温度対策とかもしていくような形になります。

施設費用なんです、支柱、胴縁、棚、スプリンクラーは今回太陽光発電の事業者様のほうの建設になります。営農事業開始後は、営農者により、うちのほうなんです、管理・修繕費用を負担するという形になります。修繕費用は毎年の土地賃料を充当する予定になります。

営農技術について、営農者は地主さんのほうなんです、キクラゲ栽培の栽培経験がありません。こちらが、農業法人であるグリーン・アグリのほうで営農指導を行って、一緒にやっていくような形でなっています。

実際、水とかそういう管理については、うちのほうが管理するような形になります。水のほうも、今、湿度が何%、温度が何%と、全部携帯でわかるような形になりますので、とにかく水のほうは携帯で水を出すような形で管理していきます。

農業従事者・労働力について、営農者はキクラゲ栽培では架台下の耕うんを行いませんので、女性・高齢者が危険で技術を要する農業用機械を操作することはありません。こちらについては、ほんとうに下ならしの部分を、最初、ゴム板を引いたりして、草も生やさないようにしますので、霞ヶ浦もそうなんです、実際、今、パートとか、年齢が高い方とかそういう方に働いてもらっています。若い方じゃないとダメということはないです。

通常の露地栽培などの収穫作業は重量ですが、キクラゲのほうは軽量であるので、重労働作業ということはなく、女性による農作業を行うことができる形になります。キクラゲの収穫が盛んな時期は、茨城でもそうですけれども、地元の人に、皆さんにパートで募集して、キクラゲの収穫であったり、乾燥とかもしますので、そういった形で手伝ってもらっています。

従事者の確保のほうは、当面の間、事業が安定するまでは弊社、グリーン・アグリのほうで指導をする形になって、労働力のほうの確保に努めます。

キクラゲの作業手順なんですが、菌床販売元培養、これが、うちのほうの森産業とか弊社のほう、あとホームページ、青山菌床センターというところで、青山菌床センターはうちのほうの人間も合わせて、全部そこで菌床をつくる形になります。菌床販売元からの移動作業のほうは、先ほど言った森産業とか、そういうところからトラックで持ってきてもらいまして、それを棚に置くような形の配置作業になります。

4がスプリンクラーによる散水です。先ほど言った携帯で全部やったりとか、そういった部分になります。

収穫です。生きクラゲのほうは、今現在では、霞ヶ浦とか豊洲中央市場のほうにパック詰めして出しています。乾燥クラゲのほうはハウス内で一回仮干しをして、加工工場へ持って、それを袋詰めにして出したりとか、あとは乾燥クラゲを欲しいところが結構ありますので、そちらのほうへ販売しています。

収穫後の菌床撤去、これがクラゲの場合、3回ぐらい収穫ができるんですが、その後、食パンぐらいになるんですが、そちらに関して、農業用の野菜の肥料になったりとかできますので、弊社のほうが群馬の太田で茗荷をやったりとかしていますので、そちらのほうに粉碎をして持って行って肥料として使っています。

次が、クラゲ栽培の年間シミュレーションになるんですが、製造個数、これが菌床になるんですが、2月に2,000個、3月が2,000個、4月が4,250個という形になります。栽培量に関しては、3月が2,000、4月は2,000。これはずれていくような形になるんですが、収穫のほうが大体5月ぐらいからめどに、だんだん増えていく形になりますので、5月が200kg、6月が400kg、7月が1,200kg、8月が2,400kg、9月が2,400kgです。

実際霞ヶ浦もそうなんですが、通常だと、大体9月末ぐらいまでで終わるんですが、今年は暖かかったので11月末ぐらいまでとれました。とれてくる時期によって遅くなるとクラゲ自体はどんどんちっちゃくなるんですが、中華料理店と

かそういったところだと、そういう大きなキクラゲではなくて、ちっちゃいものを欲しがるところもありますので、そういうところにやっています。

収入なんですが、キクラゲの5月の収入は20万、6月が40万、7月が120万、8月が240万、9月が240万です。先ほどちょっとお話ししたんですが、10月、11月ぐらいまでは何とかとれるんですが、これに関しては、ちょっと金額のほうは入れてないです。

支出のほうになります。菌床代のほうが、1菌床240円になりますので、全部で240万です。菌床当たりの、自分でこれをつくると大体200円から250円ぐらいで済むんですが、買う形になると280円とか、一応そういった形になりますので、そこは調整して、うちのほうでやります。

人件費が、一応1月から20万という形になっています。2月が20万、3月20万、4月20万、5月20万、6月20万、7月はちょっと大分とれてくるような形の収穫がありますので30万に増えていくような形です。10月、11月、12月に関しては、先ほど、菌床の捨てる形の部分の、そういった作業がありますので、20万、20万、20万という形にしています。

梱包・運送費については、5月が15万、6月が15万、7月が20万、8月が20万、9月が20万ですね。10月とかになると実際少なくなってくるので、弊社のほうでトラックに積んで持っていくような形になります。

支出の合計が、4月が20万、5月40万、6月40万、7月60万、8月70万、9月が60万で、10月、11月、12月は20万、20万、20万になります。合計で650万という形になります。

とりあえず、こんな形のシミュレーションにはしているんですが。

議長

業者さんのある程度の説明が終わりました。業者さんに対して、何か質問等がございましたら、お願いしたいなと思います。

井野委員

パンフレットはございますか。

キノ氏

キクラゲとかの収穫とかのやつになりますか。

井野委員            そうです。

キノ氏               それは、以前に弊社の売り上げのほうに、一応こういう形で全部あるので。

井野委員            それを配ってくれば一番早いですよね。

キノ氏               すいません、ちょっと枚数的に用意してなかったの。

議長                 こちらで預かって、皆さんに後でコピーして、やります。ほかに何かありますか。

中村委員            すいません、収支決算なんですけれども、10万ということですよ。

キノ氏               はい。

中村委員            実際にこういう経営で成り立つんですか。

キノ氏               1年目に関してはどうしても、キクラゲ自体はできるとは思うんですが、いろんな形の、花とかそういった部分もありますので、一応こういった形の収支でやってるんですよ。

中村委員            2年目からだんだんよくなるということなんですか。

キノ氏               はい、伸びます。ここはあまり関係ないです。

中村委員            そういうものを全部、最終的に何年ぐらいでもとが取れるような形なんですか。そこまで考えてやっているんですか。

キノ氏               一応、もとのところは3年で。

中村委員            3年でもとが、菌床がつくということなの？

キノ氏               はい。実際、先ほど言ったんですけれども、菌床自体の、

そういった部分も、農家の方とか欲しいという方にはお金で、ちよっともらったりとかしますので、そういった部分であったりすると、多少収入的には多くなっていきます。

議長                   ほかにございますか。

雲地委員               キクラゲを収穫して、それを出荷するのに使う作業場とか、そういうのはどのように考えていますか。この図の中には、作業する場所がないと見えますので。

キノ氏                   今回収穫して、一回外で仮の乾燥をさせるんですよ。それを茨城の霞ヶ浦で乾燥から何から全部やっていますので、それで持ってくる形になります。

雲地委員               茨城まで持ってくるんですか。霞ヶ浦のところまで？

キノ氏                   はい。そんなに遠くはないので。こっちはほうには来ているので。1時間半ぐらいはかかります。

雲地委員               例えば、そういう事業をやるんだったら、地元の人を使うというか。

キノ氏                   それはもうそのとおりで、実際霞ヶ浦のほうでやっている中で、地主さんがいらっしゃいますので、地主さんに声かけてもらって、雇用という形で、パートさんを全部、地域の方に頼んでいます。

雲地委員               それともう一点なんだけど、下の土地を買わないで、地上権だけですか。

キノ氏                   区分地上権です。何でそこで区分地上権という形にするかというと、やはり先祖代々の土地を引き継いできていらっしゃいますので、あえて買うという形ではしないで、実際、地主さんのもので借りてやるような形に全部しています。

議長                   ほかに。

川島委員 要するに、これ、営農者が76歳の方で、今は元気なんですけど、太陽光をやるには20年ぐらい戻ってこないと思うんですが、後継者はどうするんですか。

キノ氏 後継者に関しては、地元の方の、今、ほかの人と、いろいろ協力をしてもらっている方がいらっしゃると思いますので、そういった部分でお願いをして、契約社員じゃないですけど、そういった部分でちょっと働いてもらってやろうとはしています。実際、その地主さん自体も、先ほど言われていました76歳という形であるんですが、僕のおふくろとかも熊本で農業をやっているんですけど、うちのおふくろがもう80なんですけど、その部分で見ていると、一生懸命働いて、トマトの栽培をしているんですけど、何かがあればそういった部分で仕事はできますので、あとはうちがサポートして行って、誰かをそういった部分で人が足りないときはいろんな形でサポートはしていきますので、そこは問題ないと思います。

川島委員 平田興産がもとですよ。

キノ氏 はい。

川島委員 おたくのグリーン・アグリさんと平田興産のつながりがよく見えないんです。

キノ氏 弊社のほうが南相馬でやっています、そこで平田興産さんも、相馬のほうで、うちが紹介して、そこは営農じゃないんですが、そういった部分で太陽光を販売しているので、そのつながりになります。

議長 ほかにございますか。

八角推進委員 太陽光の下に屋根型のハウスを建てるということですけども。

キノ氏 はい。屋根型のハウスになります。



議長 ほかにも。齊藤さん、さっき手を挙げましたよね。どうぞ。

齊藤（茂）推進委員 パートさんの話でまことに申しわけないんですけども、地元のパートさんを使うと先ほど説明がありましたけれども、これ、5万、5万、10万、20万、10万の、何人ぐらいのパートさんの。

キノ氏 実際、今回参画という形になりますので、大体3人ぐらいで全然回せると思います。

齊藤（茂）推進委員 3人で月5万ですか。

キノ氏 いや、そこに関しては、何時から何時というのがありますので、あえてそう入れてはいるんですが、そういった形ではできるところもありますので、茨城の時給とか千葉の時給で変わってくるので。

齊藤（茂）推進委員 いや、時給云々じゃなくて、パートさんが月5万の見積もりで、パートさんが集まりますかね。まあ、これはあくまでも計画でしょうけどね。

キノ氏 3区画なので、収穫はそんなには、数量もそんなには多くないんですが、うちのほうも入りますので。あと、地主さんとそれぐらいでいけば、大体金額的には、1人とか2人ぐらいでいけば、それぐらいになるんじゃないかなと。

齊藤（茂）推進委員 じゃあ、茨城の計算上ということ？

キノ氏 最初の計画に関しては一緒に入れていきますので。

議長 よろしいですか。ほかにも質問ございますか。ないですか。なければ、業者さんには退室していただきたいと思います。私から一言。ちゃんと3年間守ってやってくださいね。

キノ氏 はい。

議長 3年後、許可おりのかどうかになりますから。

キノ氏 はい、計画はやらせてもらいます。で、ちょっとこちらのほうに、かすみがうらの太陽光の実際のやっているところとかの写真がありますので、後でちょっと皆さんに配ればと思います。ありがとうございました。

事務局 先ほど会社概要と、あと、かすみがうら市において実際に営農しているということで状況写真をいただいておりますので、必要がある方は事務局に言っていただければ直ちにお見せできますので、ご参照ください。

議長 今回の説明のとおり何か見たいという方は言ってください。  
引き続きまして、議案第1号の3番について、当該地域の農業委員、議席番号1番、雲地委員からの説明を求めます。

雲地委員 議席番号1番の雲地です。  
区分地上権についてですけれども、説明があったとおりでして、皆さんもお聞きして理解できたと思います。この番号3の申請については、周辺農地に支障がなく、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、許可要件を満たしております。よろしくご検討のほどお願いいたします。

議長 次に、議案第2号の2番について、現地調査員の川島委員からの報告を求めます。

川島委員 議席番号16番、川島です。  
先ほど会長から業者の方に3年間きっちりやりなさいよという話が、約束したようですので、その辺は問題がないんじゃないかなというふうに考えてもいいんじゃないかなと思います。

私、先日、31日ですか、現地を確認に行ってきました。一応、遊休農地ということでありますので、今まで遊んでいた土地に対してこういうことをやるという中でいいのかなと。周りの農地に迷惑かけるような対応じゃありませんでしたの

で、きちんとやってくれば、申請どおり特に問題ないかな  
ということ。一時的な利用ということでもありますので、農  
地法第5条第2項及び農地法施行令第12条第1項第1号に該  
当するため許可相当と思われましたので、よろしくお願いい  
たします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員、関連業者及び当該  
地域の農業委員からの説明並びに現地調査員からの報告が終  
わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしま  
す。

最初に、議案第1号の3番について採決します。この案件  
は議案第2号の2番と関連のある案件ですので、議案第2号  
の2番と同日付けで許可することにご異議ない方は挙手をお  
願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の3番については、議案第2号  
の2番と同日付けで許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号の2番について、許可相当として  
意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の2番については、許可相当と  
して意見を付することに決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申  
請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号の1番について、事務局から申請概要の説明を  
求めます。

- 事務局** 議案第2号の1番について説明します。  
(別紙議案のとおり)
- 議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の八角委員からの説明を求めます。
- 八角推進委員** 地区担当推進委員の八角です。議案第2号1番について説明します。  
これは、転用を伴う所有権の移転です。譲受人は取得した土地で駐車場を整備して、本人が代表取締役を務めている会社に貸すそうです。  
内容は、駐車場についてですけど、会社の車両、従業員の社長で30台ぐらいになるそうです。駐車場が狭く、米の出庫や入庫のトラックが来るみたいで、あるいは精米施設の見物に来る商社や個人が訪れる日は一時的に道路に駐車しなければならず、近隣の人たちに迷惑をかけているそうです。そこで、解決するために駐車場がある土地を探していました。  
このような状況の中で、隣接する土地の譲渡人等の厚意により、譲受人が取得して会社に貸すそうです。会社は譲受人が代表取締役をしています。  
取得した土地は、2方向をL型擁壁で囲み、採石で埋め立てをするそうです。土はという話をしたら、土は単価が高くなるために採石にしたそうです。道路側に用水があり、それは土木課と調整済みだそうです。そのところは舗装するそうです。隣接の土地の所有者には了解済みだそうです。  
説明は以上です。
- 議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の齊田委員からの報告を求めます。
- 齊田委員** 議席番号17番、齊田です。  
ただいま、八角委員の説明のとおりでございまして、先日、現地を見てまいりました。周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設に該当するため、許可の例外規定の適用は不要です。したがって、農地法第5条第2項、農地法施行令第12条第1項第2号及び農地法施行規則第33条第4号に該当

するため、許可相当と思われます。  
以上です。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。  
議案第2号の1番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の1番については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

---

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、平成30年度第11次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用権設定等個人明細番号の1番から13番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。利用権設定等個人明細番号の1番から13番について、原案のとおり承認することに決定いたします。

---

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用配分計画個人別明細番号の1番から9番について採決します。利用配分計画個人別明細番号の1番から9番について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。利用配分計画個人別明細番号の1番から9番について、原案のとおり意見を付することに決定します。

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
議案第5号の1番について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。1番の件について説明いたします。  
こちらは家族4人で、1つ目として、肉牛、畜産のほうを営んでおります。約70頭ぐらいいるそうです。これは子牛、販売するもの含めて70頭ぐらいということだそうです。あと、田んぼ、約20町歩、これは家畜ということで想像するんですけども、えさ、飼料ではなく、コシヒカリをメインとして販売目的の生産をしているそうです。  
畑作に関しましては、約2ha、牧草、野菜等を生産しているそうです。  
申請に関して、更新ではございますけれども、全く問題なく、こういった形で長く営んでいただけたらなと私どものほうからも願います次第です。  
説明は以上です。

議長 次に、議案第5号の2番について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。これ、自分の案件です。

作物はニンジン、スイカ、トウモロコシを主につくっておりまして、今、外国人の技能実習生を雇用して安定した経営に頑張っていますので、よろしく願いいたします。

**議長** 次に、議案第5号の3番について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

**小川（敏）推進委員** 地区担当推進委員の小川です。

3番について説明いたします。更新でございます。

現在、家族3名で、スイカ、ニンジン、里芋等をつくられています。今後はニンジンの作付面積を増やしていきたいということと、施設野菜においては新技術等を導入いたしまして低コストによる野菜づくりを目指していきたいということでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

**議長** 次に、議案第5号の4番及び5番について、地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

**山下推進委員** 地区担当推進委員の山下です。

番号4に関しては、家族3人、お父さん、お母さん、あと息子さんが後継者として今育っています。また、雇用2名を入れて露地野菜を七、八種類つくっているんですが、ニンジンをメインにしたいということで、太根、トウモロコシ、ジャガイモ等を減らしていきたいとっております。また水稲に関しては、畑作地帯なんですけれども、水稲の受託経営等やっていただいて、貴重な農家としてこれから希望の持てる経営をしていかれると思います。

引き続きまして番号5、こちらは家族4名プラス研修生等を取り入れて有機野菜のほうをメインにつくっております。かなり多品目で手間がかかりますけれども、ニーズの高いものを中心に集約していて、これからの5年間所得目標、労働時間等を計画どおり進めていきたいということでした。

説明は以上です。

**議長** 次に、議案第5号の6番について、地区担当推進委員の八



角委員からの説明を求めます。

**八角推進委員** 地区担当推進委員の八角です。番号6番について説明します。

水稻のほうで、農業生産法人で水稻をつくっております。生産規模の拡大と作業受託の増加で収益を上げたいそうです。若く、これからの人間でありますので、よろしく願いいたします。

**議長** 次に、議案第5号の7番について、地区担当推進委員の金杉委員からの説明を求めます。

**金杉推進委員** 地区担当推進委員の金杉です。

私、親子の申請です。経営改善の概要については、先日、息子を交えてこの文面ということでやっていく所存でありますので、どうぞよろしく願いします。

**議長** 次に、議案第5号の8番及び9番について、地区担当推進委員の古谷委員からの説明を求めます。

**古谷推進委員** 地区担当推進委員の古谷です。

8番ですけれども、家族4人で施設野菜、水稻を一生懸命やっています。申請者ですけれども、近隣の方々からも一生懸命頑張っているとのことです。

次に9番ですけれども、家族4人で、去年から息子さんが結婚して子供ができたということで戻ってきて、両親とおばあさんと4人で水稻経営をやっています。これからリーダーとしてますます一生懸命やってくれると思いますので、よろしく願いします。

**議長** 次に、議案第5号の10番について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

**伊藤（彰）推進委員** 推進委員の伊藤です。10番について説明します。

家族3人で水稻と露地野菜を中心にやっております。とりあえず規模のほうは目標に達したので、今後は収益を上げ

ていきたいという話でした。頑張っていますのでよろしくお  
願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしま  
す。

議案第5号の1番から10番について、原案のとおり認定す  
べきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願い  
いたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第5号の1番から10番については、原  
案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定いたし  
ます。

---

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、山武市農地利用最適化推進委員の  
委嘱についてを議題とします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしま  
す。

議案第6号について、原案のとおり委嘱することにご異議  
ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第6号については原案のとおり委嘱することに決定いたします。

---

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。その他の件について、皆様から何かご意見ありますでしょうか。

---

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。  
次回の総会は、3月5日火曜日、車庫棟2階、第6会議室を予定していますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

